

愛媛県立新居浜病院コミッションング業務委託仕様書

1 目的

本業務委託は、愛媛県立新居浜病院（以下、当院という）における建築設備を対象とした、運用時における既設建物コミッションングを実施し、建物運用データを基にした各種分析による改善点の見える化、建物管理者に対する適正な運用管理実施事項の助言と明文化、運用改善結果の検証と報告をすることで、当院のカーボンニュートラルに資する省エネルギー化、設備の長寿命化及びメンテナンス費用の省コスト化等を図ることを目的とする。

なお、「既設建物コミッションング」とは、既設の建物における空調設備・換気設備などの建築設備について、省エネルギーの観点から建築設備の実際の性能を確認し、本来の性能を実現するために行うプロセスを指す。

2 対象施設

愛媛県立新居浜病院 診療棟

（RC+S造、地上6階塔屋2階、延床面積19,998㎡）

愛媛県新居浜市本郷3丁目1番1号

3 実施期間

契約締結日から令和8年3月31日

4 一般共通事項

- (1) 本業務は、本仕様書に準拠すること。
- (2) 本業務の履行期間中は当院に係る建築設備等の運用は休止しない。ただし、事前に当院の承認を得ている場合はこの限りではない。また、停電を伴う作業を行う場合は、当院と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務に関する電力及び水は、当院の負担とする。ただし、使用する際は、事前に当院の承認を得ること。

5 基本事項

受注者は、当院の建築設備が効率的に稼働するために、目標となる当院の要望に沿って、運用段階における既設建物コミッションング業務を行うこと。

6 特記事項

本業務では、以下に示す共通事項に留意し「コミッションング業務」を行うこと。

- (1) 共通事項

- ア 夏季28℃以下、冬季18℃以上等、当院で定めるエネルギー管理標準の室温を満足するサービスを提供すること。
- イ 操作性、維持管理性、更新性の高い運用改善項目を提案すること。
- ウ 環境負荷が少なくカーボンニュートラルに資する運用改善を実施すること。
- エ 費用対効果の高い運用改善策を提案すること。
- オ 業務全体を総合的に把握・管理し、各業務間の連絡・調整等を適切に行う業務責任者を業務期間に渡り1名配置すること。業務責任者の選任結果については当院に書面で届け出ること。
- カ 業務責任者は受注者に所属する職員から選任するものとし、性能検証技術者（C x P E：建築設備コミッショニング協会）の資格を有するとともに、公共施設の既設建物コミッショニング業務の実績を有していること。
- キ 近隣への影響（騒音、臭気、振動、排熱等）に配慮すること。

7 業務仕様

(1) 基本事項

受注者は、発注者とその他関係者（施工会社、メンテナンス会社など）との間で第三者的な立場から、当院が締結するエネルギー契約の内容を踏まえて設備の運用改善に関する助言や必要な指示・確認を行うこと。運用改善後にデータ分析に基づく機能性能確認を実施し、効果についての検証を行うこと。

また、発注者が設備を円滑に運転操作及び管理できるよう、設備の運用改善に関する検討内容は適切に文書化すること。

(2) 実施内容

ア BEMSデータ分析

(ア) データ分析

BEMSデータ（計測点数約2,200点）を確認し、計測ポイントとデータの整理および可視化による分析を行う。

(イ) 運用改善提案

建築設備の専門的な観点から、必要に応じてBEMSデータを使用したシミュレーション等を実施し、不具合状況の把握や設備運用の高効率化に向けた改善検討を行う。

イ 熱源設備の運用改善検討

電気式空冷ヒートポンプチラーの冷温水温度、冷温水流量、使用電力量を分析し、運用性能の評価を行う。検討結果により必要に応じて設定値変更を実施し、省エネルギー性等の効果検証を行う。

ウ 空調設備・換気設備の運用改善検討

室内温熱環境や二酸化炭素濃度の計測・データ分析を行い、外調機における外気導

入量、給気温度設定の適正化について検討する。検討結果により必要に応じて設定値変更を実施し、省エネルギー性等の効果検証を行う。

エ 対機械空調の運用改善検討

サーバ室、電気室などで機器排熱の処理を目的として導入されているパッケージエアコンを対象として、室内の温熱環境、空調機の稼働状況に関する計測・データ分析を実施し、運用性能の評価を行う。検討結果により必要に応じて設定値変更を実施し、省エネルギー性等の効果検証を行う。

オ その他設備の運用改善検討

熱源設備、空調設備・換気設備等の運用改善を検討する過程で、その他設備に運用改善の余地があると判断した場合は、計測・データ分析を実施し、運用性能の評価を行う。検討結果により必要に応じて設定値変更を実施し、省エネルギー性等の効果検証を行う。

カ コミッショニング会議の実施

コミッショニングの実施状況を取りまとめ、当院やその他関係者と運用改善項目について議論するコミッショニング会議を3か月に1回程度実施する。

8 業務責任者選任届・業務着手届

本業務の開始前に業務着手年月日ならびに業務責任者の選任結果を発注者に届け出ること（様式自由）。

9 事業計画書及び報告書等

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について当院と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、当院の検査を受けること。
- (3) 当院は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 当院は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

10 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務で得られた成果は、原則として、当院に帰属する。

(2) 秘密保持

①本業務に関し、受託者から当院に提出された事業計画書等は、本業務以外の目的で

使用しない。

②業務に関し、受託者が当院から受領又は閲覧した資料等は、当院の了解なく公表又は使用してはならない。

③受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

10 その他

業務の実施にあたっては当院と協議を重ねながら実施するものである。

以上